

指定介護老人福祉施設

指定短期入所生活介護事業所

大島老人ホーム

運 営 規 程

社会福祉法人 椿の里

指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所

「大島老人ホーム」運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

（目的）

第1条 この規程は、当ホームの指定介護老人福祉施設および指定短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）

第2条 当ホームの指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2. 当ホームの指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものでなければならない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員）

第3条 当ホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」および「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 医師（嘱託医） | 1名 |
| (3) 生活相談員 | 2名 |
| (4) 介護職員 | 42名（非常勤を含む。） |
| (5) 看護職員 | 6名（非常勤を含む。） |

- | | |
|-------------|-------------|
| (6) 栄養士 | 1 名 |
| (7) 機能訓練指導員 | 7 名（非常勤を含む） |
| (8) 介護支援専門員 | 1 名 |
| (9) 事務員 | 5 名 |
| (10) 調理員 | 7 名 |

2. 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職務）

第4条 職員は、当ホームの設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。
施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関するに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
- (9) 調理員は、給食業務に従事する。
- (10) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

第3章 利用定員

（定員）

第5条 本ホームの指定介護老人福祉施設の入所定員は、100名とする。

2. 本ホームの指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、併設型20名・空床利用型2名とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第8条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排泄)

第9条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2. おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第10条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第11条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2. 食事の時間は概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 午前7時30分～8時00分

(2) 昼食 午後0時00分～0時30分

(3) 夕食 午後5時30分～6時00分

3. あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上または管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。

4. 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(送迎)

第12条 利用者の入所時および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。

ただし、原則として、送迎を行う地域は大島町全域までとする。

(相談、援助)

第13条 ホーム職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第14条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2. 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

第15条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第16条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第17条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第18条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2. 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
3. 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第19条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の1割と居住費並びに食費、および日常生活等に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。

2. 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス（居宅支援サービス）にかかる費用の1割と送迎に要する費用、滞在費並びに食費、および日常生活等に要する費用として別に定め

る利用料の合計額とする。

3. 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
4. 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
5. 利用者は、第4項による利用料を翌月25日までに支払うものとする。
6. 支払いは、振り込み、自動引落とし、または現金のいずれかの方法によるものとし、その方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

第5章 ホームの利用にあたっての留意事項

（日課の尊重）

第20条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第21条 利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先・用件、ホームへ帰着する予定日時などを施設長に届出るものとする。

（面会）

第22条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者または外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

（健康留意）

第23条 利用者は努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診査は特別の理由がないかぎりこれを受診するものとする。

（衛生保持）

第24条 利用者はホームの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、またホームに協力するものとする。

（ホーム内の禁止行為）

第25条 利用者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

- （1）けんか、口論、泥酔等他人の迷惑をかけること。
- （2）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- （3）指定した場所以外で火気を用いること。

- (4) ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、又はこれらをホーム外に持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

- 第26条 ホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2. ホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員および利用者が参加する消火、通報および避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。
 - 3. 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、ホーム職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第7章 その他の運営についての重要事項

(虐待等の防止)

- 第27条 ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 2. 虐待の防止のための指針を整備する事。
 - 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 4. 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(利用資格)

- 第28条 本ホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または短期入所生活介護の利用の資格があり、本ホームの利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

- 第29条 本ホームの利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込み者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 30 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2. 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとする。
3. 施設・設備等の維持管理はホーム職員が行うものとする。

(苦情処理)

第 31 条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申込窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(秘密の保持)

第 32 条 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2. 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第 33 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第 34 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人椿の里理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第 35 条 この運営規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日一部改正。

平成18年 4月 1日一部改正。

令和 6年 3月 1日一部改正。